

大館能代空港旅行商品造成支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大館能代空港を発着する航空路線を利用する旅行商品を企画・販売する事業者に対して交付金を交付することにより、当該旅行商品の造成を促し、大館能代空港の利用促進を図ることを目的とする。

（事業の対象者）

第2条 対象とする事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める登録を受けた者とし、日本国外の事業者にあつては、現地関係法令等に定める登録を受けた者とする。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は別表1のとおりとし、予算の範囲内において実施する。

（申請書の提出）

第4条 交付金の交付を受けようとする事業者は、大館能代空港旅行商品造成支援事業承認申請書（様式第1号）を大館能代空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（事業の承認）

第5条 会長は、前条の提出を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、対象事業として認めたときは、大館能代空港旅行商品造成支援事業承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、計画どおりに事業が実施されない場合には、承認を取り消すことができるものとする。

（変更又は中止の承認）

第6条 前条の規定により承認を受けた事業者（以下「実施事業者」という。）は、事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、会長の承認を得るものとする。

（実績報告）

第7条 実施事業者は、事業が完了したときは、大館能代空港旅行商品造成支援事業実績報告書（様

式第3号) に実績を確認できる書類の写し等を添えて、速やかに会長に提出するものとする。

(実績の確認及び金額の確定等)

第8条 会長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、秋田県の協力を得ながら速やかに事業実績の確認を行い、実績を確認したときは、交付額を確定し、大館能代空港旅行商品造成支援事業交付額確定通知書(様式第4号)により実施事業者へ通知するものとする。

(交付金の支払)

第9条 実施事業者は、前条の通知を受けたときは、交付金請求書(様式第5号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、実施事業者から前項の交付金請求書を受領したときは、速やかに当該金額を支払うものとする。

(他の事業との併用の禁止)

第10条 秋田県又は秋田県内の市町村若しくは団体が行う他の事業から既に支援等を受けている部分については、事業の対象外とする。

(事業の経理等)

第11条 実施事業者は、事業に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもと5年間保存するものとする。

(取り消し及び返還)

第12条 会長は、実施事業者が、この要綱に違反したとき又は事業承認申請書等に虚偽の記載をしたときは、対象事業の承認を取り消し、既に支出した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）秋田県内又は大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設に宿泊する
旅行商品

内容	要件	交付額																		
企画・プロモーション経費への支援 (最大30万円)	次の条件をいずれも満たす旅行商品であること。 ・大館能代空港発着の定期路線又は国内チャーター便を片道以上利用すること ・秋田県内の宿泊施設又は大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設に 1 泊以上すること ・当該年度の 4 月から 2 月までの期間に旅行の募集や企画及び催行を行うこと（旅行業法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる行為により実施する旅行。ただし、修学旅行や旅行の主たる目的がスポーツ・芸術活動等の大会等参加に係る企画旅行を除く。） ・本事業の交付金の交付を受けていることを広告媒体等に表示すること ・当該年度の 2 月末日までに催行実績が確認できること	下表の交付額 A 欄に定める額とする。 ただし、次の条件を満たす場合は B 欄に定める額とする。 (交付額 B) ・ 12 月から 2 月の間に催行すること ・ 秋田内陸縦貫鉄道又は由利高原鉄道を利用すること ・ 大館能代空港発着の定期路線を乗継利用すること <table border="1"> <thead> <tr> <th>催行人数</th><th>交付額 A</th><th>交付額 B</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人～9 人</td><td>50,000 円</td><td>75,000 円</td></tr> <tr> <td>10 人～29 人</td><td>75,000 円</td><td>100,000 円</td></tr> <tr> <td>30 人～49 人</td><td>100,000 円</td><td>150,000 円</td></tr> <tr> <td>50 人～99 人</td><td>150,000 円</td><td>200,000 円</td></tr> <tr> <td>100 人以上</td><td>200,000 円</td><td>300,000 円</td></tr> </tbody> </table>	催行人数	交付額 A	交付額 B	1 人～9 人	50,000 円	75,000 円	10 人～29 人	75,000 円	100,000 円	30 人～49 人	100,000 円	150,000 円	50 人～99 人	150,000 円	200,000 円	100 人以上	200,000 円	300,000 円
催行人数	交付額 A	交付額 B																		
1 人～9 人	50,000 円	75,000 円																		
10 人～29 人	75,000 円	100,000 円																		
30 人～49 人	100,000 円	150,000 円																		
50 人～99 人	150,000 円	200,000 円																		
100 人以上	200,000 円	300,000 円																		
②貸切バス、乗合タクシー等の借上料への支援	次の条件をいずれも満たす旅行商品であること。 ・①の商品に係る貸切バス、乗合タクシー等の借上料であること ・秋田県内に主たる事業所がある事業者のバス等を借り上げること ただし、空港から宿泊施設までの送迎のみ県外事業者も対象とする ・対象経費の実績が確認できること	借上料（税抜き）の 1 / 2 とし、1 台につき 4 万円を上限とする。																		

- 1) 交付額について、1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。
- 2) 日本国外の事業者への交付額については、円建て交付額とするが、事業者が指定する振込先口座が海外の金融機関の場合は、交付金を送金する時点における現地通貨の為替レートを用いて算出する。
- 3) 大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設とは、「ANA インターコンチネンタル安比高原リゾート」、「ANA クラウンプラザリゾート安比高原」、「ANA ホリデイ・インリゾート安比高原」の 3 施設をいう。